經濟論叢

第136巻　第1号

経営戦略論に関する若干の考察 (4)……降　旗　武　彦　1

いわゆる「植民地物産」について (4)……渡　辺　　尚　35

「ラディカルな欲望」について……神　谷　　明　61

技術革新と制限的慣行……川　口　　章　80

1800年前後における英領インドの拡大と
　イギリス東インド会社……今　田　秀　作　99

昭和60年7月

京都大學經濟學會

1800年前後における英領インドの拡大とイギリス東インド会社

——総督ウェルズリ時代のイギリス東インド会社1798—1805（1）——

今　田　秀　作

はじめに

1600年における創設以来，「喜望峰からマゼラン海峡にいたる」範囲の貿易独占権を保持して，イギリスの対アジア交渉を一手に引き受けてきたイギリス東インド会社[1]は，18世紀の後半以降，次々に重大な変化を遂げることになった。その変化は，次の三点を主要な内容としている。

第1に，会社は，インドにおいて征服戦争を重ねることにより，広大な領土に対する政治的主権を獲得し，従来からの商業活動に加えて，いわば統治機関としての機能を果たすようになった。1765年のベンガル地方に対する徴税権diwani の獲得[2]は，会社の統治機関化への重要な一歩をしるした。

第2に，従来東インド貿易から排除されてきた商人・製造業者らによる貿易開放要求が高まり，会社は順次その要求を受けいれていく。すなわち，1793年の譲歩[3]を皮切りに，1813年にインド貿易が，続いて1833年に残る中国貿易が開放され，それと同時に，会社は自らの商業活動を停止する。

1）本稿では以下，東インド会社，あるいは単に会社と呼ぶ。

2）diwani とは，ベンガルにおける財政担当大臣（diwan）の地位・職権をさす。その職権は，地税・塩税・関税等の租税を徴収することにあったが，会社は，従来からのベンガルに対する支配権にこの権限を加えることによって，事実上のベンガルにおける政治的主権者の地位に就いたということができる。詳しくは，山本達郎編『インド史』，山川出版社，155，6ページ。

3）その内容は，会社船（会社がチャーターした船舶）の積載量のうち，年間最低3000トンを会社以外の者に開放するというものであった。

第3に，会社の活動に対する本国政府の干渉・統制が進んだこと。制度的には，1773年のノース規制法 North's Regulation Act[4] を嚆矢とし，続く1784年に制定されたピット・インド法 Pitt's India Act は，政府と会社取締役会という二つの権威が並び立つ「二重統治システム」を生み出し，それは会社消滅まで，本国側でのアジア支配体制の大綱をなした[5]。そして1858年，本国政府はインドを直轄地とし，250年にわたる東インド会社の歴史に終止符を打ったのである[6]。

以上の如く会社後半史の推移を捉えるなら，これらの変化の始まりは，1760年代におけるイギリス産業革命の開始と期を一にし，他方これらの変化の終結点たる会社消滅は，産業革命が完了し，イギリスが「世界の工場」として世界市場に君臨するビクトリア朝中期にあたる。この時までにイギリスは，「植民地のなかの植民地」[7]といわれたインドを始めとして，アジアにおける覇権を揺るぎないものにしていた。では，イギリス資本主義のドラスティックな発展と同時代的に進む会社後半史において，東インド会社に進行していた事態とは何か。とりわけさきに示した，会社後半史における変化の三つの要点は，相互にいかなる結びつきをもつのか。そのなかで会社は，どのような意味でイギリス資本主義発展に対する前提条件をつくり出し，またいかにして一層の資本主義

4) ノース規制法は，会社のインドにおける民政・軍事・税務に関係する活動について，会社取締役会が本国政府に対して一定期限内に報告を行うべきことを定めた。高畠稔「インドにおける植民地支配体制の成立」『岩波講座・世界歴史』第21巻，1971年，142ページ参照。

5) ピット法の基本的内容は次の点にある。すなわち同法は，会社の民政・軍事・税務活動を，政府機関たる，いわゆる監督局（Board of Control，それは，一名の主要国務大臣，大蔵大臣および枢密院顧問官から構成される）の監督，統制下におき，他方商業活動，使用人の任命については，従来通り会社取締役会の排他的管理に委ねた。つまりピット法は，会社の統治活動と商業活動とを形式的に区別し，前者に対する本国政府の統制権を制度的に確立したのである。たがこの二つの活動は，実際には会社のなかで密接に絡み合っており，政府と取締役会とがそれぞれの権威を全うしようとすれば，他の領域に干渉せざるをえないことは明白である。従ってピット法は，会社の活動を指揮する二つの権威を生み出した点に本質があったといえよう。前掲高畠論文参照。なおノース法とともにその抜粋が，A. Banerjee ed, *Indian Constitutional Documents* 1757-1947, 1961 に収録されている。

6) 会社は以後，単なる配当受領団体として1874年まで存続したが，その間がもはや会社の活動期間といえないことは明らかである。

7) 矢内原忠雄『帝国主義下の印度』1936年，1ページ。

発展のなかでその歴史的役割を終えたのか。イギリス資本主義発展の経過と会社後半史とを概観すれば，以上のような疑問がたちどころに生まれてくる。本稿に始まる一連の研究の課題は，これら諸点の考察にある。東インド会社における事態の推移を跡づけることは，イギリスによる世界市場進出の具体相を明らかにするうえで不可欠の作業である。

従来わが国では，イギリス資本主義発展は，「自生的」・「内発的」なる言葉をもって語られ，そうした視角に伴って，東インド会社の果たした歴史的役割には大きな関心が払われてこなかったといってよい。むしろ支配的な見解は，会社を「前期的商業資本」と規定することによって，会社を一貫してイギリス資本主義発展に対する「阻害物」・「対立物」として位置づけてきた[8]。こうした通説の描く会社後半史は，近代的産業資本との角逐のもとに，前期的資本がひたすら「衰退」・「没落」していく過程にほかならなかった。以上の通説が前提しているのは，イギリス資本主義によるアジア市場制覇が，もっぱら生産力と自由貿易政策とによって達成されたという「牧歌的」イメージである。従来の通説を代表する松田智雄氏は，苛烈な征服戦争，抑圧的な間屋制前貸といった「暴力的」・「誅求的」な会社の活動を，「前期的資本としての仮借なき暴力的性質」[9]の現れとされたうえで，イギリスのアジア進出の基本線を，端的に次の言葉をもって表現されている。「内に生産力，外には貿易の開放と自由，その障害・東インド会社の除去」[10]。

しかし他方で，周知の資本論原蓄章においてマルクスは，イギリス東インド会社を始めとする「独占会社」による征服・略奪を，「本源的蓄積の主要契機」[11]として積極的に位置づけ，しかも，本来のマニュファクチュア時代に生

8)　東インド会社を前期的商業資本として特徴づけた代表的著作に，松田智雄『イギリス資本と東洋』1950年がある。また，それに先立って，楊井克己『東印度会社研究』1943年は，会社の諸政策を「商業資本の本質から解明」(12ページ) することを目的とし，松田氏とほぼ同様の議論が展開されている。一方，わが国における会社の唯一の通史をなす西村孝夫『イギリス東インド会社史論』1960年も，基本的に会社を前期的商業資本として捉えている。

9)　松田智雄，前掲書，55ページ。

10)　同上，1ページ。

11)　マルクス『資本論』第1巻，大月書店版，980ページ。

まれ，「残虐きわまる暴力」[12] を本質とする植民制度が，「大工業の幼年期」——すなわち会社後半史に相当する——に「巨大な成長を遂げる」[13] と述べている。ここには，会社の歴史的役割および会社後半史の推移に関わる，わが国における通説とは対照的なイメージがある。

本稿に始まる一連の研究では，イギリス資本主義発展に果たした会社の役割を考察することをテーマとしつつ，さしあたり時期を1800年前後に限定して検討を行う。そこでは1798年から1805年まで，ベンガル総督[14] として会社を指揮したウェルズリ Richard Colley Wellesley の諸活動が検討の中心になる。われわれがウェルズリの時期をとりあげるのは，この時期にイギリス産業革命が急展開をみせるという，その時代的位置に注目するからであるとともに，さしあたりこの時期が，さきに示した三つの変化にそれぞれ対応する注目すべき事実を含むからである。第1に，この時期が会社史上最も顕著ともいうべき領土拡大の時期であること。第2に，ウェルズリによって，1793年の規定を遙かに超える私貿易への譲歩がなされたこと[15]。第3に，彼の諸政策が，本国政府からの強い支持と，逆に会社本来の意志決定機関たる取締役会からの厳しい非難とを受けたこと。これらの事実は，この時期が，会社後半史の推移を導く諸矛盾が集約的に現れた時期であることを予感させる。すなわちこの時期を捉えることによって，会社後半史における事態の基本的すじみちが浮び上ってくると思われるのである。われわれは以下，主にウェルズリにおける活動の論理ともいうべきものを追い，それを通じて，イギリス資本主義発展と東インド会社と

12) 同上，980ページ。

13) 同上，988ページ。

14) 会社は従来より，インドにおいて，その活動領域をベンガル，マドラス，ボンベイの三管区（presidency）に区分し，それぞれに知事（governor）を置いて各管区の責任者としてきた。しかるに，さきのノース規制法は，ベンガル管区に他管区を統制する権限を与え，それに伴って，ベンガル知事はベンガル総督（governor—general）と改称された。従ってベンガル総督とは，インド（および中国）における会社の最高責任者の地位をさす。

15) 1793年の譲歩が，あくまで会社船の一部を開放するにとどまったのに対し，ウェルズリは，インドに居住する，いわゆるイギリス人私商人が，自らの船舶をもって英印貿易に参入することを許可した。それは，本国の私商人が対象とされない点を除いて，1813年のインド貿易開放を先取りする政策であった。この点についての詳しい検討は次稿において行うつもりである。

の関わりについて問題提起を行いたいと思う。結論を先どりすれば，この時期会社は，本国政府の打ち出した一層徹底したアジア支配構想のうちに積極的に位置づけられ，構想実現に多大の貢献をなすことによって，イギリス資本主義発展に対する不可欠の前提条件を作り出した。しかし同時に，その構想はもはや一商業企業たる東インド会社のみをもってしては担いきれないものであり，ウェルズリによる貿易独占権の修正，および本国政府と会社取締役会との論争は，構想実現に対し会社が露呈した限界性を端的に証明するものであった。すなわちイギリスは，主に東インド会社に依拠しつつ，同時に商業企業としての東インド会社の持つ限界性を超えて，アジアに対する「暴力的支配」を貫徹しようとしたのであり，その点に会社の果たした巨大な役割とともに，会社が消滅せざるを得なかった基本的事情を見ることができるのではなかろうか。以上の点を論証するにあたって，まず本稿では，この時期のインドにおける領土的支配の拡大について中心的に検討する。

I　ウェルズリの登場

(1)　ウェルズリ登場の経緯と当時の時代状況

ウェルズリは，1760年，アイルランド土地貴族の子弟として生まれ[16]，1784年，イギリス下院議員となり，国家財政委員会委員（Junior Lord of Treasury）を経て，1793年，監督局[17]の専門委員に就任した。ここに彼と東インド会社との結びつきが生まれる。彼がベンガル総督に任命されるにいたった経緯は次のとおりである。前任者ショア J. Shore の退任にあたり，監督局総裁ダンダス H. Dundas は，頭初，前総督コーンウォリス C. Cornwallis に再度の就任を要請した。その一方で首相ピット（小ピット）は，「彼の友人であ

16）彼の父 Garret Wellesley は，初代モーニントン Mornington 伯爵であり，彼自身もインドでの功績により侯爵に叙せられた。また彼の弟 Arther Wellesley は，兄とともにインドで活躍しつつ，帰国後イギリス軍を率いてワーテルローにナポレオンを破ったウェリントン公（後首相）である。すなわちウェルズリは，近代イギリスのエスタブリシュメントたる土地寡頭の有力な一員であったといえる。

17）監督局については，前掲 注5）参照。

る」[18]ウェルズリに，マドラス知事就任を打診するとともに，コーンウォリス辞退の場合は，ウェルズリを推すことを約した。結局コーンウォリスは，取締役会との意見の不一致を理由に辞退し，ウェルズリが弱冠37歳にしてベンガル総督の要職に就いたのである。彼は1797年10月イギリスを離れ，翌年5月カルカッタに到着した。

以上の彼の経歴および就任のいきさつから読みとれることは，現行の「二重統治システム」において，ウェルズリが従来一貫して本国政府の側から問題にあたってきたこと，そして彼の就任が，首相ピットを始めとする本国政府側の意向にもとづいて行なわれたことである[19]。またコーンウォリスの辞退は，二つの権威が時として鋭い緊急関係に陥るものであったことを示している。

さて，ホブズボウム E. Hobsbawm が，当時のヨーロッパを「二重革命の時代」と呼んでいるように[20]，この時期を特徴づけるのは，なによりイギリス産業革命とフランス革命との同時進行という事態である。フランス革命がヨーロッパにもたらしたのは，「革命」と「反革命」とをスローガンとし，英仏の対抗を基軸に展開するナポレオン戦争であった。英仏間の戦闘は1793年に開始され，ウェルズリ着任までにフランスは，北イタリア，スイスを制覇し，「ヨーロッパ連邦」実現へ向けての着実な地歩を築いていた。イギリスがナポレオンによるヨーロッパ席巻を，自らの危急存亡の危機と捉え，国の総力を挙げてフランスに対抗していくことはよく知られている。マルクスによって，「巨大な範囲」に広げられた「全地球を舞台とするヨーロッパ諸国の商業戦」[21]と特徴づけられたこの戦争が，イギリスにとって，世界市場に覇を唱えていくうえで通らねばならなかった最大の政治的関門であったことは疑いない。

18) C. H. Philips, *The East India Company* 1784-1834, 1940, p. 93.

19) さきのピット法は，ベンガル総督への社外人起用の途を開き，それがウェルズリ就任の前提をなしている。一方同法は，使用人の任命権を取締役会に留保したはずであるが，フィリップスの記述にもとづくかぎり，ウェルズリの就任は本国政府のイニシアティブにもとに行なわれたようである。

20) E. ホブズボウム『市民革命と産業革命——二重革命の時代』安川悦子・水田洋訳，岩波書店，1968年。

21) マルクス，前掲書，980ページ。

他方，1760年代に始まったイギリス産業革命は，対仏戦争下急速な進展をみせた。産業革命をリードした綿工業は，1779年のミュール紡績機，1785年の力織機の発明という画期的な技術革新を経て，1810年頃には国民所得に首位を占めるにいたる[22]。また農業においても，対仏戦争の生み出した穀物高価格に刺激されて，囲い込みが急速に進行し，資本家的大農経営の広汎な成立をみた。このような，工業および農業において相互媒介的に進行する資本主義発展を背景に，イギリスの外国貿易も顕著な拡大を示し始める。**第1図**は，1772年以降の輸出および輸入総額の推移を示すが，両者とも世紀末から急激な伸びをみせていることがわかる。このことは，イギリス産業資本が一定の発展段階に到達し，急速に海外への膨張力をもち始めたことを物語っている。イギリス産業資本が本格的に世界市場に進出する前夜であり，かつ以後のイギリスの国際的地位を大きく規定することになるナポレオン戦争が戦われている時，ウェルズリ

第1図　イギリスの輸出・入総額の推移

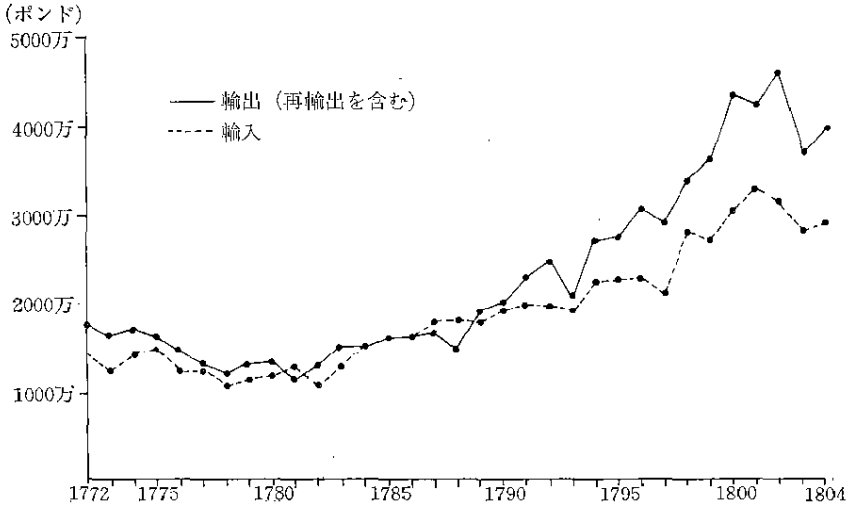

出所）B. R. Mitchel, *Abstract of British Historical Statistics*, 1962, p. 281. より作成。

22）角山栄「イギリス産業革命」『岩波講座・世界歴史』第18巻，1970年，158ページ。

はインドで何をなさんとしたのであろうか。

(2) ウェルズリにおける会社の統治活動と商業活動

「商人と主権者という相矛盾する性格の間の妥協のシステムが，東インド会社の体制をなしている。」[23]〔傍点は引用者，以下同様〕「会社がこのように広大，人口稠密で，繁栄している国の主権者たる権威を代表する限り，その主権に伴う義務は，会社の商業的利害・観念に優越するものと見なされねばならない。」[24]「主権者たる会社政庁の最も不可欠な職務は軍事力の保持である。」[25]

ここには，ウェルズリが会社をいかなるものとして捉え，会社の活動をつうじて何をなさんとしたかが明瞭に語られている。すなわち彼は，会社をなにより主権者，つまり統治機関として捉え，統治活動，とりわけ軍事活動を商業活動に優先して遂行することを会社の使命としている。その上，統治活動と商業活動とが矛盾関係にあるとすれば，彼は商業活動の犠牲において統治活動を展開しようとしたことになる[26]。言うまでもなく，統治活動と商業活動とは，当時の会社業務の二本柱ともいうべきものであったが，そのなかで会社の最高責任者によって統治活動の優位が公言されたことは，会社史上画期的な意味をもつと思われる。なぜなら会社の歴史は，頭初純然たる商業組織として出発した会社が，序々に統治機能を拡大し，ついに1833年にいたって純然たる統治機関に転化する過程にほかならぬからである。一方会社が会社である所以は，あく

23) Letter from Wellesley to Right Honorable Lord Castlereagh, 25 July 1803. printed in S. J. Owen ed., *A Selection from the Despatches, Treaties, and other Papers of the Marquess Wellesley During his Government of India*, 1877, p. 591. Owen の編著は，ウェルズリがやりとりした公文書や書簡，あるいは彼のメモなどを包括的に収録したもので，彼の諸活動を検討するうえで大きな便宜を与えてくれるものである。

24) *Ibid.*, p. 591.

25) *Ibid.*, p. 592.

26) ここでウェルズリの用いている会社の統治活動と商業活動との区別が，ピット法におけるそれを前提としたものであることはいうまでもない。われわれも以下の考察において，両者の区分を分析の一基軸に据えたいと思うが，本稿では，会社の統治活動を，領土獲得ないし政治的主権の掌握から直接派生してくる活動と規定しておきたい。すなわち，徴税を基軸としつつ，立法・司法・警察・一般行政・外交等の活動である。また軍事活動もそれに含めたいと思う。これに対し商業活動は，流通表面で現地社会と接触することのみによっても可能となる点で，統治活動とは区別される。会社の商業活動は，インドの綿製品，中国の茶等のアジア物産を本国に持ちかえることを主要な内容としていた。

までその商業活動にある。してみると上の発言は，会社の歴史がある新たな段階を迎えたこと，さらには会社の消滅さえ，この発言のうちに予感されていることを思わせる。ではウェルズリのいう「商人と主権者との矛盾」とはいかなる事態をさすのか。また統治活動の優位を公言した彼は会社に何をもたらしたのか。われわれは以下，上の発言を一つの導きの糸として，彼の諸活動の分析を進めていきたい。

II　ウェルズリによる英領インド帝国の建設

(1)　会社の領土的支配の拡大

さきの発言が示唆するように，ウェルズリ時代を特徴づけるのは，なにより間断のないインド征服戦争であり，会社の領土的支配の飛躍的拡大である。**第1表**は，この間の領土的支配拡大の主要な経過を，また**第2図**は，ウェルズリ

第1表　イギリスの領土的支配拡大の経過（1798～1805）

1798.	6	ニザムと軍事保護条約締結
99.	6	マイソールから領土獲得　残りを保護国とする
	10	タンジョール併合
1800.	5	スラト併合
	10	ニザムとの軍事保護条約改定
01.	3	エジプト遠征軍出発
	7	カーナティック併合
	11	アウドから領土獲得
		デンマークの植民地，トランキバール，セランポール占領（後返還）
02.	3	ガイクワール家と軍事保護条約締結および領土獲得
	12	ペーシュワー家と軍事保護条約締結および領土獲得
03.	11	ボーンスラ家から領土獲得
04.	2	シンディア家と軍事保護条約締結
	4	ホルカル家との戦闘開始
	9	ムガール皇帝を保護下におく
05.	3	ウェルズリ本国召還
	11	シンディア，ボーンスラ家に領土返還
		シンディア家との軍事保護条約不更改

第2図　イギリス支配領域の推移

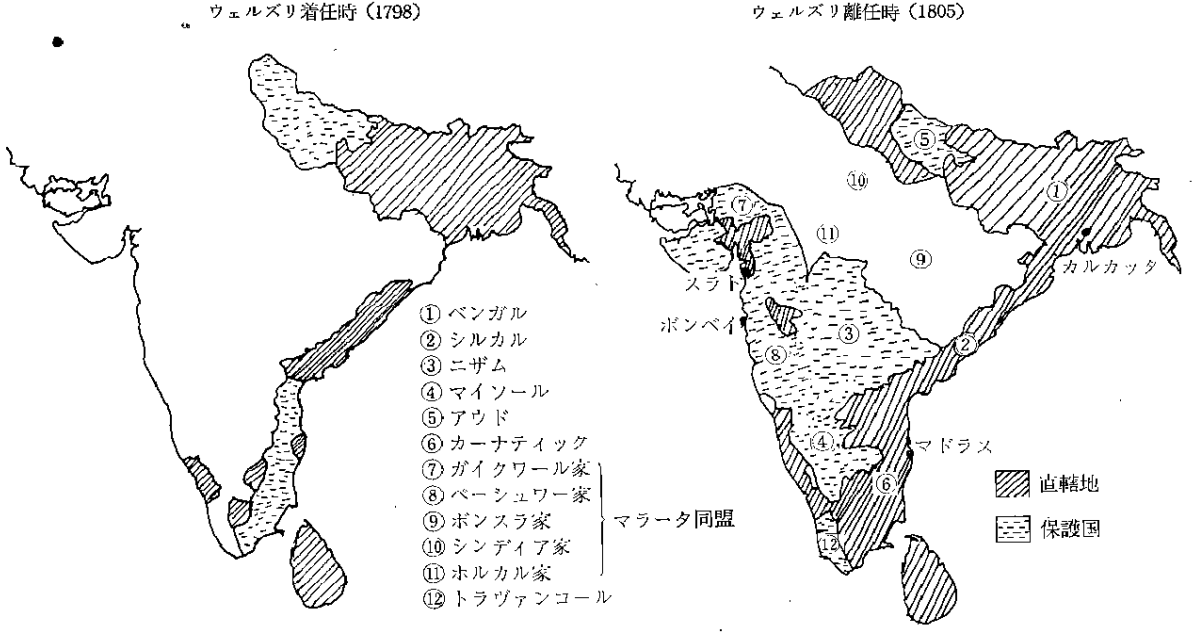

注）ウェルズリはマラータ戦争の混乱のなかで本国へ召還されたので，右図ではその後継者によってマラータ同盟との和平が達成された時点での支配領域を示した。

着任時と離任時との会社の支配領域を示したものである[27]。第1表から窺えるように，ウェルズリは南インドから北インドまでインド全域にわたって軍を進め，残存する現地勢力の殆んどすべてを制圧の対象とした。その結果，第2図が示すように，まず会社直轄地は，南インドと北インドとで大きく拡大し，またインド西部でも新たに獲得された。一方会社の保護国とは，会社との間でいわゆる軍事保護条約 subsidiary alliance treaty を結んだ現地勢力をいう。この条約は，現地土侯の「保護」を口実に，会社の軍隊を駐留させ，かつその費用を土侯に負担させる——subsidy とは報酬金の意——ことを基本的内容としている。さらに一般に条約は，(1)監視役として，イギリス人駐在官 resident を宮廷に配置すること，(2)他ヨーロッパ人の雇用禁止，(3)イギリスによる軍事・外交権の掌握等を定めていた。軍事保護条約にもとづく支配は，従来から行なわれてきたとはいえ，ウェルズリは，この支配形態を「広く普及させ，実に巧みに運用し，システムを完成させた」[28]のである。保護国となった現地勢力は，今後さらに領土を削られつつ，いわゆる藩王国として長く存続することになる。この藩王国の存在こそは，イギリス支配における divide and rule の原則を体現するものであるとともに，「イギリスの支配体制の最も強力な支柱であり，かつインドの進歩に対する最大の障害物」[29]と呼ばれたものであった。

次に直轄地においては，いうまでもなく，会社は政治的主権者として自らの手で統治活動に乗り出すことになる。本稿においては，会社支配の具体的形態，あるいはその現地社会に及ぼした影響等について詳細に検討することを今後の課題とし[30]，次の点を確認しておくにとどめたい。すなわち会社は，いずれの

27) ウェルズリ着任時におけるインドの政治情勢は，かつて広大な領土を誇ったムガール帝国が実質的には消滅し，会社を含めて各地に群雄が割拠する状況にあった。

28) P. E. Roberts, *India under Wellesley*, 1929. p. 35.

29) マルクス=エンゲルス「東インド問題」『大月書店版全集』第9巻，194ページ。ただし訳文は一部変えてある。

30) いうまでもなくそこには，植民地支配下のインド社会が，本質的に近代ヨーロッパ社会がたどったと同じ発展方向を示したのか，それとも，たとえば従属学派がいうところの「低開発」「辺境」の状態に一方的に押し止められたのかという，マルクスがイギリス支配の「二重の使命」として述べたものの解釈ともかかわる，経済史学上解明すべき重要な問題がある。今後の課題と↗

直轄地においても，土地に対する一種の上級所有権にもとづき，新たに徴税・司法・警察・一般行政・軍事等の諸権限を掌握することによって，これまでせいぜい現地人商人をつうじて流通表面でのみ接触してきた当該現地社会に対する支配力を，格段に強めたことである[31]。以上総じて，わずか7年の在任期をつうじて，ウェルズリは，直轄化と保護国化との二つの形態をもって，イギリスの領土的支配を飛躍的に拡大し，それはまさにインド全域に迫らんばかりになった。オーウェン S. Owen の言葉を借りれば，「以前はインドのなかにイギリス帝国があった。しかるに今や，会社はインド帝国そのものを得たのである。」[32] ウェルズリ時代を抜きに，インドの植民地化過程が語れないことは明白である。

(2) 会社の統治機構の発展および財政構造の変化

次にこの時期の領土的支配の拡大を，会社の機構および財政構造の推移のうちに跡づけよう。**第2表**は，最大の管区たるベンガル管区での会社使用人の配属状況を示したものである。いま試みに，原表[33]で一般行政・司法・徴税部門とされたところを民政部門とし，軍事部門と合わせて統治部門全般とする。他

↙したい。（マルクス「イギリスのインド支配の将来の結果」『全集』第9巻，213ページ）なおこの点の問題提起として，山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』，1969年，毛利建三『自由貿易帝国主義』，1978年，第2章，富沢賢治「マルクスと植民地主義」『思想』530号，1968年などがある。

31) たとえばアウドから割譲された地域において会社は，まず旧来からの7つの地域区分（district）に対し，それぞれ徴税官，司法官各一名のイギリス人吏員を配置し，現地での統治責任者とした。会社の最大の努力は地税徴収システムの確定に向けられ，この地域ではベンガルのザミンダール Zamindar のような均質的で遍く存在する階層が存在しなかったので，会社は頭初，いくつかの階層にまたがって数年を期限とする契約を結んだ。また司法，警察機能については，ベンガルで効力をもつ法令・規則をアウドにも拡張適用し，上述のイギリス人司法官の管轄する地方裁判所を各 district に，上級裁判所をバレリーに設置するとともに，旧来のインド人警察官僚をイギリス人司法官の指揮下に統轄した。

32) S. Owen, *Wellington's Despatches*, Introduction, p. xlvi. cited in P. E. Roberts, *op.cit.*, p. 194.

33) 本稿では以下，1808年から1812年の間に，5次にわたって作成された「東インド会社の業務に関する特別委員会報告」*Reports from the Select Committee on the Affairs of the East India Company* を主要な資料として用いる。なお本稿では，IUP 社発行の *British Parliamentary Papers* に収められているものを利用した。この一連の議会報告書は，この時期の会社の活動に関する最も包括的な資料といえる。

第2表　ベンガル管区における会社使用人の配属状況

			1794年				1808年			
			ヨーロッパ人使用人	現地人使用人	合計		ヨーロッパ人使用人	現地人使用人	合計	
			人	人	人	%	人	人	人	%
統治部門	民政部門	行政	166	2,088	2,254		283	3,132	3,415	
		司法	177	5,189	5,366		285	28,315	28,600	
		徴税	83	2,206	2,289		96	4,460	4,556	
		小計	426	9,483	9,909	21	664	35,907	36,571	31
	軍事部門		3,623	24,251	27,874	60	7,058	56,686	63,744	54
	小計		4,049	33,734	37,783	81	7,712	92,593	100,315	85
商業部門	商業		138	8,296	8,434		186	16,400	16,586	
	海運		20	313	333		62	408	470	
	小計		158	8,609	8,767	19	248	16,808	17,056	15
総計			4,207	42,343	46,550	100	7,960	109,401	117,371	100

注；一部推計を含む。
出所；*The Second Report*, pp. 329,30, Appendix No. 61より作成。

方商業・海運部門を商業部門全般として区別すると，会社は1808年時点で，厖大な数の現地人使用人を含む[34] 3万6千人を民政部門に，また6万3千人を軍事部門に配置し，両者を合わせた統治部門全般に全体の85%が含まれていることがわかる。統治部門は1794年に比べ，人数で3倍近く膨張し，割合も増加している。これに対し商業部門は逆に割合を下げている。一方1794年時点で，統治部門はすでに全体の81%を占めていることにも注目せねばならない。以上に現れた会社の統治機能の拡大は，ウェルズリをして，専門的民政官僚の養成を目的としたイギリス人使用人の教育機関，通称 Fort William College を設立せしめることになった。すなわち彼は，「もはや会社使用人を商業組織の代理人と見なすことはできない。彼らは実際には，強大な主権者の大臣であり，官

34) 第2表で目につく顕著な特徴は，現地人使用人の割合が極めて高いことである。このことは，第1に，会社の統治組織が，旧来の現地勢力下のそれをそのまま引き継いだ面が強いことを窺せると同時に，厖大な現地人を会社の機構に包摂することによって，ここに将来にわたってイギリス支配を支えることになる階層が作り出されたことを物語るよう思われる。

吏である。」[35]と述べて，インドの言語・習慣や，統治に関わる法律・規則の勉学を中心とした教育機関を設立したのである。それはまさに，イギリス植民地支配の本格的開始を告げるにふさわしいものといわねばならない。

続いて，**第3表**を手懸りとして，インドにおける会社財政を検討しよう。まず，地税を中心とする領土的歳入（第1欄）についてみると，ウェルズリ着任時の800万ポンドから，離任時の1500万ポンドへとほぼ倍増している。前後の時期に比べて，彼の時期がひときわ大きな増加を達成した時期であることがわかる。1804年の1500万ポンドという額は，同年のイギリス国家財政総収入の35%[36]，1801年のイギリスの国民所得の6.9%[37]にあたる巨額なものである。

一方統治に関わる歳出（第2欄）も同様の膨張を示し，またその内訳の推移を**第3図**においてみれば，精力的な膨張政策を反映して，軍事費の伸びが他を圧倒している。ウェルズリ在任期を通じて，軍事費は年平均670万ポンドに達し，歳出の6割を占めていた。他方第7欄に示された，インドでの商業的支出の太宗を占めるインヴェストメント額[38]は，むしろ減少傾向にあり，1797—8年に4:1であった統治支出との比は，1804—5年には13:1となり，両者は文字通り桁の違うものになっている。

以上に示された会社の人員配置および財政構造の推移は，この時期会社が，インドにおいてますます大規模な官僚機構・軍事組織を編成し，莫大な政治的歳入を槓杆に，広汎な統治活動を展開したことを如実に表わしている。その一方で会社の商業活動は，会社の活動全体に占める割合をますます小さくしていった。われわれは以上の点に，ウェルズリが会社を第一義的には統治機関であるとした客観的根拠をみることができる。

(3)　ウェルズリのインド支配構想

35) The governor-general's Notes with respect to the Foundation of a College at Fort William, 10 July 1800. printed in S. J. Owen, *op. cit.*, p. 722.

36) B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1962, p. 392 より計算。

37) *Ibid*, p. 366 より計算。

38) インヴェストメントとは，一般に，本国へ持ち帰るべきアジア物産を買い付けることをいう。従って，ここに掲げたインヴェストメント額は，アジア物産の買付原価を示している。

第3表　インドにおける会社財政　　(単位 1,000 ポンド)

年度	ベンガル総督	(1) 歳入合計	(2) 歳出合計	(3) インド以外の植民地への送金	(4) 利子払い	(5) 最終結果 剰余	(5) 最終結果 欠損	(6) インド負債	(7) インドにおけるインヴェストメント
1793- 4	シ	8,276	6,066	40	526	1,642		7,305	1,989
94- 5	ョ	8,026	6,083	62	484	1,392		6,798	1,619
95- 6	ア	7,866	6,474	104	414	872		7,135	1,945
96- 7		8,016	7,081	101	426	406		7,142	2,049
97- 8		8,059	7,411	163	603		118	10,866	1,864
98- 9	ウ	8,652	8,417	120	721		607	12,584	1,015
99-1800	ェ	9,736	8,998	171	957		390	13,999	1,890
1800-01	ル	10,485	10,405	156	1,062		1,139	16,610	1,208
01-02	ズ	12,163	11,023	241	1,386		487	18,403	994
02-03	リ	13,464	10,965	196	1,361	940		19,572	1,787
03-04		13,271	13,001	304	1,394		1,428	22,121	2,151
04-05		14,949	14,548	372	1,566		1,537	25,626	1,132
05-06	コーンウォリス・バロー	15,403	15,561	250	1,860		2,268	28,502	994
06-07		15,535	15,283	179	2,224		3,152	30,244	1,274
07-08	エリオット	15,669	13,624	128	2,225		309	32,007	1,140
08-09		15,525	13,151	158	2,241		26	30,876	1,195
09-10		15,655	13,609	122	1,925		1		

注)　1809-10の数値は推計

出所)　(1)～(5)は，*The Second Report*, pp. 78, 9, Appendix No. 2.
(6)は，*The Second Report*, pp. 94, 5, Appendix No. 7.
(7)は，*The Third Report*, p. 314, Appendix No. 14.

第3図 会社の統治活動に伴う支出の内訳の推移

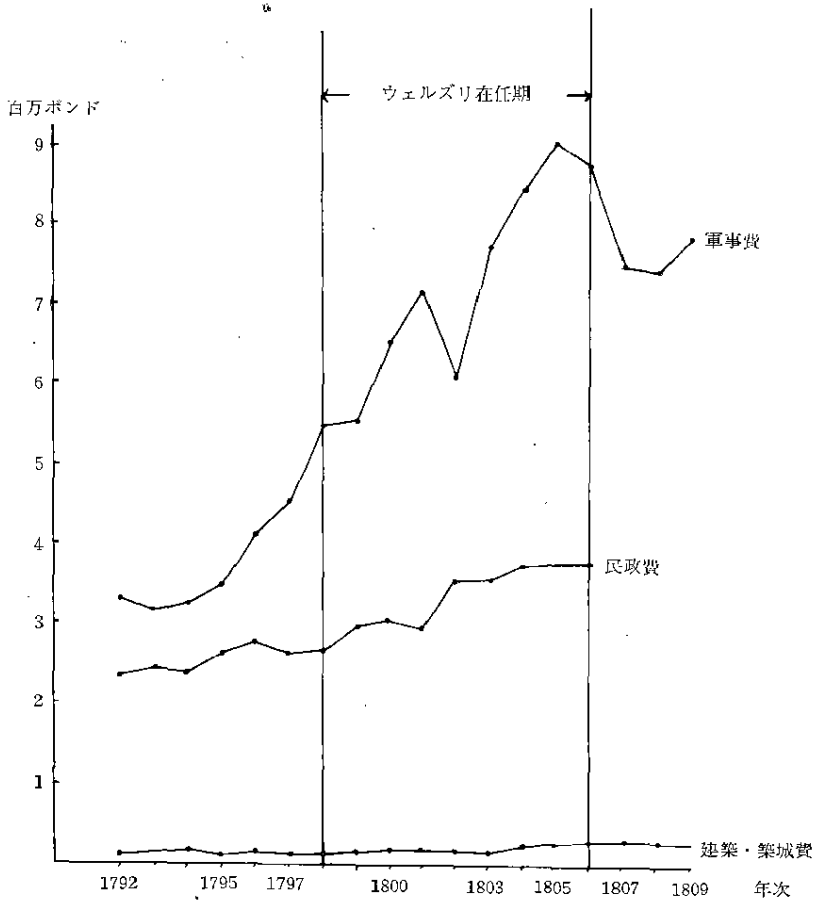

出所） 桶舎典男「インドにおける東インド会社の財政収支」『アジア研究』第13巻第4号，1967年1月，90ページ。*Second Report*, pp. 86, 87 Appendix No. 6 より作成。

ここで，ウェルズリにおける精力的な膨張政策の目的，あるいはその背後にある彼のインド支配構想ともいうべきものを明らかにしておきたい。われわれは，ウェルズリの活動の客観的意味を考察するものとはいえ，彼の主観的意図

を知ることは，彼の諸活動のすじみちを追ううえで不可欠である。

この点に関してまず指摘しうるのは，彼が自らの軍事活動を，本国政府の遂行する対仏戦争の一翼に積極的に位置づけたことである。たとえば，一時フランスの影響下にあったニザムでの巻き返しに成功した際，彼がその戦果を「インドにおけるフランスの影響力を粉粋するために努力するという，われわれの政策のすべてを最もよく物語るもの」[39]と述べたのはその典型である。またナポレオンのエジプト遠征に対抗して，会社軍をロゼッタまで派遣したことも，彼のそうした姿勢の端的な証左といえる。

だがその上で，ウェルズリは獲得された領土に何を期待したのか。つまり領土獲得の経済的目的が問題となる。この点で示唆を与えてくれるのは，彼が在インド私商人を英印貿易に参入させるにあたって述べた政策目標である。彼はその目的が，「会社のインヴェストメントにとって必要でないインドの製造品・生産物をできるだけ多くインドからロンドンへ輸出すること」[40]にあるとし，また別の表現では，「ロンドンをアジア物産の世界の中心市場 the universal mart for the manufactures and produce of Asia にすること」[41]をもって自らの政策目標としている。この点から推測すれば，ウェルズリの領土獲得の主要な経済的目的，あるいは彼のインド支配構想の核心は，ヨーロッパで需要されるインド物産をより多く獲得すること，あるいはその開発を進めていくことにあったと判断される。より一般的にいえば，彼が目指したのは，当時の対仏戦争を背景に，一方でインドに対する領土的支配を拡大し，他方でそれを槓杆としつつ，対インド貿易をもイギリスが支配することであったといえよう[42]。およそ統治と貿易とは，ウェルズリの構想を待つまでもなく，イギリス

39) *Historical MSS. Commission. Report on the MSS. of T. B. Fortescue ... at Dropmore*, vol. iv, p. 384. cited in P. E. Roberts., p. 81.

40) Letter from the governor-general to the Court of Directors, 30 Sep 1800, in *Supplement to the Appendix to the Fourth Rebort from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, 1812, p. 35.

41) *Ibid.*, p. 36.

42) ウェルズリは，私商人所有船舶の参入が，イギリスの製造品のアジアへの輸出拡大に寄与するであろうと述べており，そこから彼が，アジアへの輸出拡大をも自らの政策目標としたことが↗

がインド支配を進めるうえでの二つの側面というべきものであり，会社の統治活動と商業活動との矛盾を公言した彼にとっても，英印貿易の発展こそは，領土的支配の拡大と並んで，彼の支配構想におけるもう一つの柱をなしていたといわねばならない。

以上の如く彼の構想を捉えるなら，ウェルズリは，自らの構想に照らして，まず会社の統治活動をつうじて，インドに対する領土的支配の飛躍的拡大を達成し，自らの構想を大きく実現に近づけたといえる。では残る貿易問題はいかなる状況にあったのか。われわれはここで，会社の商業・貿易活動の分析に移らねばならない。

III　会社貿易における困難

(1)　インドにおける会社の財政難

これまでみてきた会社の領土的支配の拡大は，その商業・貿易活動にいかなる影響を与えたであろうか。ここでは，ウェルズリが会社における「商人と主権者との矛盾」と呼んだものの中味が問題になる。さて一般的に考えれば，領土的支配の拡大は，次の二点において会社の商業活動に多大の便宜を与えるといえる。第一に，アジア物産購入資金を領土的歳入によって賄うことを可能にすること。すなわちそれは，商業資本の循環 G—W—G′ において，前貸資本 G なくして，一方的に W および G′ が獲得されるという，文字通りの略奪資本の形態である。第二に，政治的諸権力を商業活動促進のために行使しうること。これらの点の現実性は，ベンガル地方に対する徴税権の獲得を境に，本国からの地銀流出が殆んど止絶え，また貿易額も顕著な拡大をみせたことからも裏付けられる[43]。

↙わかる。しかし総じて，ウェルズリがインド貿易の意義を輸入貿易に比重を置いて捉えていたことは間違いない。このことは，当時の英印貿易が依然インドからの輸入を主体とし，とりわけイギリス綿製品の輸出はまだ殆んど行なわれていないという事情，すなわちインドがイギリス産業資本の製品市場として本格的に開拓される前段階にあったことの反映であるといわねばならない。この点にウェルズリの歴史的位置の過渡性がある。

43)　詳しくは，松井透「近世英印関係小論」『史学雑誌』62編7号，1953年参照。

ではウェルズリの時期はどうであろうか。前掲第3表に則して分析を進めよう。統治に関わる収支のうち，歳入合計から第2，3欄の支出をさし引いた剰余が，領土的歳入から商業活動に回されうる額を示す。しかしウェルズリの在任期には，第5欄が示すように，商業資金を留保する以前に，統治活動自体においてほぼ一貫して多額の欠損を計上している。その原因はいうまでもなく，軍事費の激増を中心とする統治費用の膨張にある。それに対し，非膨張政策が採られた，前任者ショア在任期前半には，第7欄に示されたインヴェストメント額と比較して，その8割以上に達する剰余を計上し，ウェルズリの時期と鮮かな対照をなしている。こうした欠損を生じた年においては，会社の商業資金は一ポンドたりとも領土的歳入から賄われることはなかったといわねばならない。ウェルズリ在任期には，商業資本としての会社にとって最も有利な「前貸なき貿易」は，これを全くといってよい程実現できなかったのである。このように考えると，ウェルズリが，会社の統治活動と商業活動との矛盾と呼んだものの中心的内容が明らかになる。すなわちそれは，領土的歳入の使途に関して両者が競合関係にあることを指していたのであり，実際には，領土的歳入は統治活動によって使い尽くされ，従来のような形で商業資金を調達することは不可能になったのである。

この統治費用の不足分および商業資金は，結局，インドでの借入れ，および本国からの価値移転によって賄われることになる。まず前者については，第6欄が，インドにおける負債残高の推移を示している。ウェルズリ着任時に1100万ポンドであった負債残高は，彼の在任期をつうじて増加の一途をたどり，離任時には2500万ポンドへと二倍以上に膨張した。その額は，この時期の会社の資本金600万ポンドに比して，実に4倍以上に上る。その結果，第4欄が示すように，会社はインヴェストメント額にも匹敵する利払いを強いられたのである。本国からの価値移転については後に触れるとして，以上の会社負債の激増は，この時期会社がインドにおいて深刻な財政難に陥ったことを端的に表現している。そしてこの財政難こそが，ウェルズリの時期にインヴェストメント額

が停滞ないし減少している最大の原因であると考えられる。それは，第5欄の最終結果と第7欄のインヴェストメント額とを比較対照すれば一目瞭然である。剰余を多く計上したショアの時期に比べて，ウェルズリの時期にインヴェストメント額が全般的に減少しているのみならず，ウェルズリの時期においても，剰余を計上した年および欠損の少ない年は，より大きなインヴェストメント額を実現しているからである。トリパシィ A. Tripathi も，会社の財政難を指摘しつつ，「会社政庁が採りうる方策は，インヴェストメントの削減か，より不利な条件での借入れかのどちらしかなかった。」[44]と述べて，インヴェストメント削減の理由を財政難に求めている。こうしてこの時期の会社のインドにおける商業活動は，精力的な膨張政策のもたらした厳しい財政難のために，活動の基本となるインヴェストメントを，前任者の時期に比して減少させるという事態に陥ったのである。

(2)　インド産綿製品輸入の衰退

以上にみた膨張政策の影響とは別に，この時期の会社のインド貿易は，もう一つの要因によっても困難に晒されつつあった。その要因とは，会社のインド貿易に依然大きな比重を占めていたインド産綿製品の本国輸入が，イギリス綿工業の躍進を受けて，急速に衰退に向っていたことである。それは，ウェルズリ在任期の後半以降顕在化する。インド産綿製品(キャラコ・モスリン等)こそは，17世紀以来いわば会社貿易を成り立たしめてきた商品であり，18世紀の中葉以降も，中国茶と並んで，会社貿易の根幹を担う商品であった。事実，ウェルズリの時期においても，本国での会社のインド物産売上高の6割，中国貿易も含めた売上総額の3割がインド産綿製品で占められていた[45]。しかるに，すでに触れたところの本国綿工業の躍進を受けて，それはまず，イギリス国内市場から殆んど姿を消し（1804—6年に輸入されたキャラコの95%までが再輸出された)[46]，また主要な再輸出市場たる大陸ヨーロッパでも，輸出を急速に伸

44) A. Tripathi, *Trade and Finance in the Bengal Presidency* 1793-1833, 1956, p. 54.
45) *The Fourth Report*, pp. 492-3, Appendix No. 24より計算。
46) R. Davis, *The Industrial Revolution and British Overseas Trade*, 1979, p. 31より計算。

ばしつつあるイギリス綿工業，およびフランス綿工業との競争に際会するようになっていた。こうしたなかで，**第4図**が物語るように，本国でのインド産綿製品の売上は，1798年をピークに以後急速に落ちこみはじめ，それに比例するように，インド物産の売上総額も低落していったのである。だがここで注意されるべきことは，会社が生糸・インディゴ・砂糖・コーヒーといった代替商品の開発を試みつつあったなかで，会社の財政難がその試みにとっての重大な障害となったことである[47]。われわれはここでも，財政難が会社の商業活動に落とした深刻な影をみることができる。

以上に検討してきた事実は次のことを物語っている。すなわち，従来インドでの会社の商業活動を基本的に規定してきた政策目標であり，かつ相当程度に実現をみてきた活動パターンが，「できるだけ多くの領土的歳入の剰余を実現し，それをインド産綿製品にインヴェストメントする」というものであったとすれば，ウェルズリの時期には，このパターンが根底的に崩れつつあったことである。

(3)　本国における会社の財政収支

では，インドにおける事態の急激な変化のなかで，本国における勘定を含めた会社の総合的な財政事情はいかなるものであったろうか。会社があくまで一商業企業，一株式会社の形態において存在している以上，会社は本国で商業利潤を上げ，株主に配当を保証することによってのみ存立しうることはいうまでない。その意味でわれわれは，インドにおける財政事情のみならず，本国にお

47）会社の代替商品開発の具体相については，H. Furber, *John Company at Work*, 1951, ch. VIII 参照。会社の財政難が代替商品開発の支障となった一事例を，当時本国の繊維産業の発展のなかで需要が高まりつつあったインディゴと会社との関わりにみることができる。すなわち会社は，1780年代以降，インディゴ商人に年数万ポンドの前貸金を与えて，インディゴ生産を助成してきたのであるが，中里成章氏の紹介された資料によると，ウェルズリ在任7年のうち3年間は全く前貸および購入がなされず，他の1年もわずか数百ポンドの前貸にとどまっている。中里成章「ベンガル藍一揆をめぐって(1)」『東大東洋文化研究所紀要』第84冊，1981年，81ページ。また S. B. シンも，「厳しい財政難のために会社は，1796年から1800年までの間，インディゴプランターへの前貸を中止するを余儀なくされた」と述べている。S. B. Singh, *European Agency Houses in Bengal* 1783-1833, 1966, p. 219.

第4図　会社の本国におけるインド物産の売上高総計およびインド産綿製品の売上高の推移

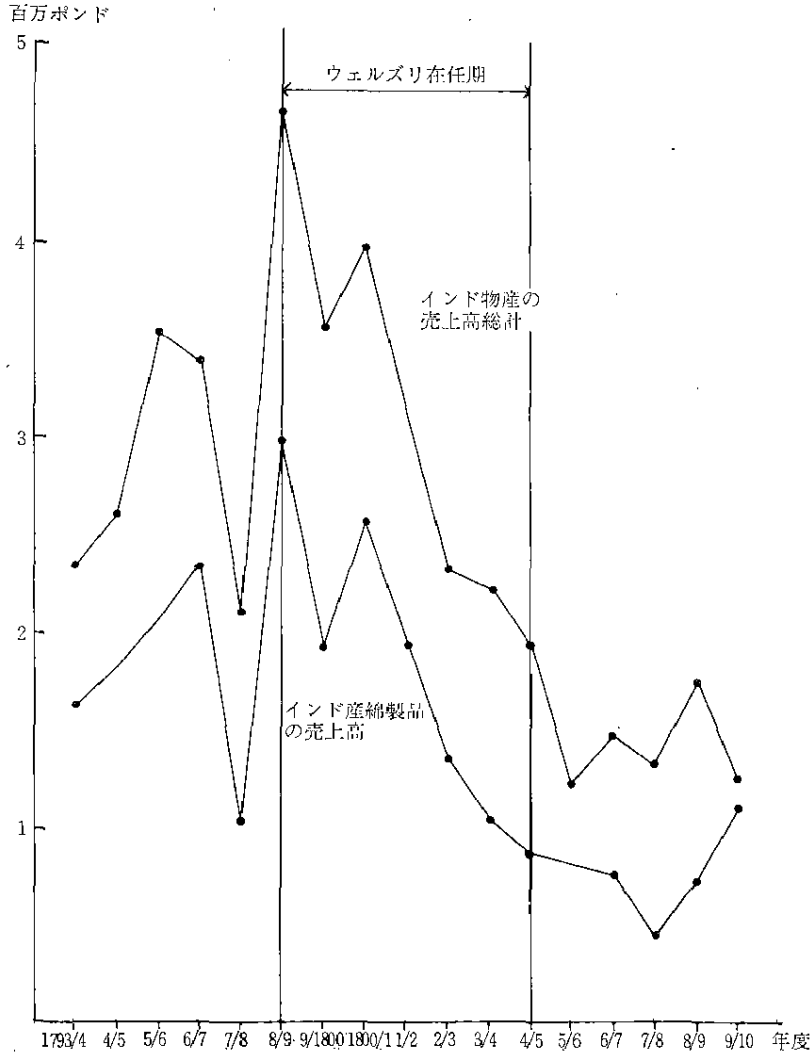

出所）*Second Report*, pp. 492,493, Appendix No. 24より作成。

けるそれを合わせ検討することによって，会社の置かれた状況を一層包括的に把握できる。ところで本稿が主に依拠しているイギリス下院報告書には，当時の会社の財務内容を示す資料が多数収録されているとはいえ，1800年前後のそれであれば，そこでの記帳方法は現代の企業簿記のそれとは著しく様式を異にしており，基本となる貸借対照表や損益計算書を正しい評価にもとづいて再構成することは殆んど不可能といわねばならない。加えて，会社が統治機能をも担ったという事情は，会社帳簿を一層複雑，かつ難解なものにし，報告を作成した特別委員会自身も，「会社の政治活動と商業活動とは，インドの財政制度において極めて密接に絡み合っているので，現在の記帳内容にもとづいて両者を明確に区分することは，全くの不可能ではないにしろ，極度に困難である。」[48] と述べて，この点の処理に苦慮している。

これに対しわれわれは，むしろ統治活動と商業活動との絡み合いという会社のもつ著しい特徴自体を積極的に問題としつつ，とりあえず，アジアでの資金勘定とは区別された，本国での資金勘定を，最も原初的な収支計算という形で示し，分析の出発点にしたいと思う。**第4表**はこうした試みである。ここでは，資産・資本の変動，貸借計算等を除外し，いわば年々の短期的な資金の出入のみを示すことにし，かつそれを，損益計算書に擬した形で表示してみた[49]。諸項目のうち，収入にあたるのは，(1)，(11)，(13)の3項目である。それ以外の支出項目のうち，(2)アジアへの価値移転とは，(3)アジアへ輸送された，販売を目的とする商品および会社の用いる備品の価額[50]，(4)移送された地銀の価額，(5)アジアで振り出された本国取締役会宛の手形に対する支払額を含んでいる。いうまでもなくその一部は，インドでの統治活動に用いられたのであるが，会社の商業機能の観点のみからすれば，それをアジア物産の買付けのための支出と捉

48) cited in P. Banerjea, *Indian Finance in the Days of the Company*, 1928, p. 16.

49) ここではインド貿易のみならず，中国貿易を含めた会社の商業活動全体が反映されている。ウェルズリの目標が，中国貿易を含めた，イギリスのアジア貿易全体の発展にあったことはいうまでもない。

50) 商品と備品との比率はほぼ4:1である。

第4表　本国における

	1793-4	1794-5	1795-6	1796-7	1797-8	1798-9	1799-1800
（営業損益）							
(1) 売上高	4,485	5,455	6,344	6,519	6,202	7,908	7,457
(2) アジアへの価値移転	1,325	2,312	2,206	2,139	2,273	3,093	3,703
(内訳) (3) 商品・備品	1,074	1,206	1,228	1,301	1,101	1,239	1,768
(4) 地　銀	10	0	0	106	268	1,225	750
(5) 手　形	226	672	913	700	899	624	1,185
(6) インヴェストメント額	(2,257)	(2,883)	(3,230)	(2,994)	(2,317)	(3,621)	(3,497)
(7) その他の商品購入費	15	545	65	32	5	5	
(8) 運　賃	879	792	1,244	1,406	1,309	1,582	1,494
(9) 一般管理費	340	333	498	596	439	507	648
(10) （営業利益）	1,941	2,017	2,395	2,377	2,183	2,726	1,612
（営業外損益）							
(11) 受取利息	50	36	36	36	36	36	36
(12) 支払利息	185	83	78	54	49	70	87
(13) 統治に関わる収入					530	209	
(14) 統治に関わる支出	171	163	349	545	317	422	355
(15) 関税支払	663	594	678	981	782	761	98
(16) （当期利益）	973	1,213	1,326	833	1,601	1,718	1,749
（利益処分）							
(17) 配　当	566	620	644	621	630	641	635
(18) 本国政府上納	250	250					
(19) インド負債元利償還	1,009	933	509	557	503	478	621
(20) （最終収支）	−852	−590	173	−345	468	599	−506
(21) 本国での社債発行残高	3,208	2,179	2,030	1,520	1,356	1,825	1,332

注）(1)売上高は，インドおよび中国物産の売上高，私貿易物産販売手数料を含む。

出所）(6)は *The Fourth Report*, pp. 494, 5. Appendix No. 25 から計算。

(3)は *The Third Report*, p. 414, Appendix No. 46および *The Fourth Report*, pp. 517, 8, Appendix No. 48 から計算。

(21)は *The Fourth Report*, pp. 490,1, Appendix No. 23 より抽出。それ以外の項目は *The Fourth Report*, pp. 517,8, Appendix No. 48 をもとにした。

会社の収支　(単位 1,000 ポンド)

1800-01	1801-02	1802-03	1803-04	1804-05	1805-06	1806-07	1807-08	1808-09	1809-10
7,536	6,593	7,146	5,699	5,839	6,384	5,635	5,185	6,115	6,392
3,123	3,757	3,241	4,573	4,151	3,872	3,755	3,567	3,810	3,190
1,918	2,015	1,983	2,232	1,763	1,771	2,271	1,999	1,763	1,785
222	655	630	1,527	1,539	1,304	514	0	207	0
983	1,086	625	814	849	794	970	1,568	1,840	1,405
(3,797)	(3,094)	(2,875)	(2,960)	(2,647)	(3,042)	(2,664)	(2,575)	(2,736)	(2,727)
	1	3							
1,507	1,156	1,565	1,440	1,156	1,595	1,530	1,548	1,612	2,077
954	575	578	564	593	450	452	596	494	394
2,253	1,106	1,762	849	−61	466	−102	−527	197	731
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
79	87	76	76	81	81	126	148	146	216
200		41		1,000		1,000	1,000	170	1,580
319	355	532	453	532	598	705	633	664	796
700	98	161	116	88	166	131	88	70	102
750	1,749	414	1,153	1,184	−870	540	55	−1,201	638
627	628	363	627	625	692	628	627	627	631
797	476	312	253	22	45	64	20	178	694
325	−690	208	304	−1,517	−134	−617	−1,848	−212	−1,564
1,532	1,494	1,461	1,749	1,845	2,412	2,598	2,898	4,221	4,870

えることもできる。そうした考えにもとづけば，売上高から(2)および(7)，それに(8)運賃，(9)一般管理費を差し引いたものは，本国での勘定を独立に扱ったうえでの，営業利益に近いものといえる。以下(11)および(12)の利息収支に続いて，(13)統治に関わる収入は，会社のナポレオン戦争参加に伴う費用を本国政府が払い戻したものをさし，(14)同支出は，統治活動に用いたことが銘記された支出額を示している。続いて(15)関税を控除したものは，敢えていえば当期利益となろう。これに対し会社は，(17)配当・(18)本国政府への上納・(19)インド負債の元利償還という形で利益を処分したのである。

続いて分析に移る。まず，基本となる，さきに営業利益としたものをみれば，頭初200万ポンドあたりで推移していた利益が，1801—02年に100万ポンドへと減少し，翌年回復するも，以後急激に落ちこみ，マイナスを計上した年も出現している。ではこの悪化は何によってもたらされたのであろうか。支出項目をみると，一般管理費に大きな変動はなく，運賃も頭初の二年を除いてほぼ150万ポンド前後であることから，問題は売上高とアジアへの価値移転との差額にあるといえる。アジアへの価値移転総額についてみると，ショアの時期に200万ポンド前後であったものが，ウェルズリ着任の年に300万ポンドへと急増し，1803—4年の450万ポンドまで継続的に上昇しつつ，以後も300万ポンド代後半で推移している。続いてその内訳を検討すれば，まず商品・備品は全期間をつうじてほぼ倍増している。他方手形引受額は，ショア時代の年平均68万ポンドから，ウェルズリ時代の85万ポンドへと増加しているが，その増加額はさほど大きくない。これに対し，ウェルズリ時代に価値総額を大きく押し上げ，なによりこの時期の顕著な特徴をなしているのは，地銀流出額の激増である。すでに述べたように，地銀の流出は18世紀の半ば以降殆んど姿を消していたのであるが，彼の在任期には，年平均で94万ポンドが流出し，ショアの時期の8万ポンドに比し，その12倍にも膨れ上っている。またその価値移転総額に占める割合も，3.7%から25%へと上昇した。ではこの地銀流出の激増は何を意味しているか。すでにみたように，この時期インド負債が急速に累積し，しかも

それは，インドにおける貨幣市場の狭隘さのために高利を伴うのを常とした。本国側が，インド負債のこれ以上の累増に歯止めをかけ，かつインヴェストメントを確保せんとすれば，本国からの価値移転を増やすほかない。しかるに，いうまでもなく商品輸出はやにわに増加するものではなく，他方本国での財政難は，インドの貨幣資本所有者をして，本国宛手形への応募をためらわせたであろう。してみると，本国側が採りうるのは，移送費用の点で不利な地銀輸出のみということになる。すなわち地銀流出の急増こそは，この時期の会社の本国・インドを通じた財政難を端的に表現するものだったのである。

次に(6)に示した，現実の原価ともいうべき，インド・中国を含めたインヴェストメント額についてみよう。まずインヴェストメント額自体は，1800—1年の370万ポンドをピークに以後低迷し，当然ながら，インヴェストメント額に規定される(1)売上高も同様の動きを示している。続いて(6)インヴェストメント額と(2)アジアへの価値移転とを比較すると，ショアの時期にはすべて後者が前者を上回っているが，ウェルズリの時期以降は，2カ年（1798—9，1800—1）を除いて，逆に前者が後者を上回り，かつ両者の差額も拡大している。最も差額の大きい1803—4年には，後者は前者の65％にすぎなかった。ここで，ウェルズリの時期にインド負債が激増したことを考え合わせるなら，総じてウェルズリの時期において会社は，本国からの価値移転およびインドでの借入れによって調達した資金さえ，その相当部分を統治活動に費消してしまったといえる。このことが，本国においては営業損益の赤字に結果したのである。以上の点を会社の商業資本としての観点からみれば，前貸したはずの G が，実際には W の購入に回らず，結果的に $G' < G$ となり，それが本国での営業損益の赤字とインドでの負債の膨張とをもたらした，このように捉えることもできよう。すなわち，会社本来の商業資本としての営みが精力的な統治活動の犠牲とされたことを，以上の本国における収支からも確認しうる。

続いて以下の綱目を簡単に検討する。まず，(13)本国政府からの軍事費の払い戻しは，この間580万ポンドに上っているとはいえ，(14)の統治支出の総計に対

してもその7割を占めるにすぎず，その意味でインド財政に計上された軍事費には何らの払い戻しも行なわれなかったといわねばならない。また⑭自体も，この間増加の一途をたどっている。次いで⑮関税は，1798年の改革によって大きく削減され，1800年以降，会社の負担をその分軽くした。一方利益処分についてみると，まず⑰配当は，10.5％の配当率で一貫して保証されている。これは法の規定に沿ったものとはいえ，上記の営業成績からして異例の高配当であるといわねばならない。この点に，会社の経営責任の不明確さを窺うことができる。次に本来会社に課せられた⑱本国政府への上納は，最初の二年を除いて実施されていない。また⑲インド負債の償還については，頭初相当額があてられていたが，営業成績の悪化を反映して急速に減少し，1804年からの4年間は微々たる額にとどまっている。すべてを勘案した⑳最終収支は，一見してマイナスを計上している年が多いといえるが，そのなかで1804年以降マイナスが連続し，かつその額も大きくなっていることに注目せねばならない。ウェルズリ在任の7年間では，3年間が赤字で，最終収支自体をさらに総合すれば通算128万ポンドの赤字となる。しかもこの表の後半の赤字は，関税の削減に助けられ，かつインド負債の償還を差し控えたうえでのマイナスであることを忘れてはならない。本国側は，地銀を移送しつつも，とりあえずインドに巨額の負債を負わせることで危機を切り抜けようとしたとみられるが，㉑が示すように，結局本国での社債発行残高も，1803年から増加に転じ，1809年には490万ポンドに達したのである。

以上総じて，ウェルズリの導いた精力的な統治活動は，会社に未曽有の財政難をもたらし，それは第1に，インヴェストメント額および本国での売上高の低迷・減少として現れ，第2に，インドでの資本金の4倍にも上る負債の堆積，および本国における年々の収支の赤字を現出せしめた。前者は会社の貿易規模の停滞・縮小を意味し，後者は会社の存立自体が危機に瀕したことを意味する。これをウェルズリの構想実現の観点から捉えれば，まず，会社貿易の拡大をもってイギリスのアジア貿易の発展をはかることができないということ，のみな

らず，会社という，統治活動の担い手であり，およそ彼の全活動の主要な立脚点たる機構が大きく動揺していることを意味する。すなわち，ウェルズリの政治・経済両面にわたる包括的・積極的なアジア支配構想に対して，会社は自らを統治機関として大きく発展させることによってこの上ない貢献をなしたのであるが，まさにウェルズリが会社における「統治と商業との矛盾」として述べたように，そのことによって貿易活動に重大な支障が生じ，結果的にもはや一商業組織としては存立の危機というべき状況に陥り，総じてウェルズリの構想実現に対して限界性を露呈したのである。

ではこの限界性はどのようにして克服されねばならなかったのか。会社貿易の不振は誰によって補われ，また2500万ポンドにも上る公債を引き受けて会社の存立を支えたのは誰か。実はこうした役割を果たすものとして登場したのが，インドに居住する，いわゆるイギリス人私商人達であった。われわれは次稿において，彼らと会社との結びつきを分析し，ウェルズリが彼らを英印貿易に参入させることになった事情を検討しよう。

(1984年10月11日)